

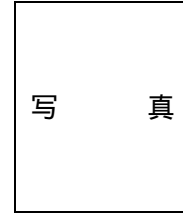
第9号様式(第14条)

(表)

第 号

立 入 調 査 員 証

所 属
職 名
氏 名



年 月 日生

上記の職員は、横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例第24条第1項の規定により、立入調査を行う者であることを証明する。

年 月 日

横浜市長



(A8)

(裏)

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止に関する条例(抜粋)

(立入調査)

第24条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、事業者又は土地所有者等の土地又は建物に立ち入り、必要な調査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。